



2以上の都道府県に事務所等がある場合には 事業税の分割のしかたにご注意ください

1 分割のしかた 早わかりチャート

YES →

本店所在地以外の都道府県に支店や工場がある

NO →

分割して申告する必要はありません

主たる事業は
倉庫業・ガス供給業・
電気供給業・鉄道事
業・軌道事業

使用する分割基準は次のとおりです

倉庫業・ガス供給業	有形固定資産の価額
電気供給業	有形固定資産の価額と発電に使用するものの価額
鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数

主たる事業は製造業

資本金は1億円以上

- ・課税標準の1／2は従業者数で分割
- ・課税標準の1／2は事務所数で分割

- ・課税標準は従業者数で分割

- ・課税標準は従業者数で分割
- ・工場の従業者数は1／2を加算

2 製造業とは？

日本標準産業分類（総務省）による次の事業をいいます。

大分類	中分類
E 製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
R サービス業*	自動車整備業、機械修理業(電気機械器具除く)、電気機械器具修理業

* (他に分類されないもの)

3 事務所数とは？

事業年度に属する各月の末日現在における事務所の数を合計した数値をいいます。

(例) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

A県にa事務所を通年設置しており、B県のb事務所を平成28年1月20日に設置した。

	平成27年										平成28年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
A県	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	= 12		
a事務所															
B県									■	■	■	= 3			
b事務所															

➡ A県の事務所数は12、B県の事務所数は3となります。

2 各欄の記載のしかたと記載例

●お願い 課税標準額のない場合でもこの明細書を提出してください。

「課税標準額の総額」

①から⑩までの各欄は、課税標準の総額を記載してください。
なお、⑥から⑩までの各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨ててください。
※ ①から⑤までの各欄は、連結法人及び連結法人であった法人（平成22年9月30日以前に解散し、清算中の法人を除きます。）は記載しないでください。

★非製造業（「事務所等の数」と「従業者の数」を分割基準とする法人の）分割課税標準額の計算手順

(1) 課税標準の総額（⑦から⑩の各欄）に、該当する金額をそれぞれ記載します。
その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例 ⑨欄 12,863,000

(2) 課税標準の総額の各欄（⑩欄を除きます。）の金額を二分します。
二分した金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨ててください。

例 $4,000,000 \div 2 = 2,000,000$

(3) (2)で算出した金額を、分割基準の「合計」欄のそれぞれの数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に各都道府県ごとのそれぞれの分割基準の小計の数値を乗じて得た額を算出します。

当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

例（島根県分）

【従業者数あん分】
 $2,000,000 \div 23 = 86,956.521\cdots$
 $86,956.52 \times 16 = 1,391,304$ 一ア
【事務所数あん分】
 $2,000,000 \div 39 = 51,282.051\cdots$
 $51,282.05 \times 24 = 1,230,769$ 一イ
※ ア、イの1,000円未満の端数を切り捨てます。
1,391,000…⑯欄上段
1,230,000…⑯欄下段

(4) (3)で算出したそれぞれの金額を合算します。

例 $1,391,000 + 1,230,000 = 2,621,000$

⇒当該分割課税標準額（島根県分）に基づき、税額計算します。

法 人 名		課税標準の分割に関する 明細書(その1)										第 十 号 様 式	
		事 業 税					道 府 県 民 税						
課 税 標 準 の 總 額	所 得 金	年 400 万 円 以 下 の 金 額 ⑦	4,000,000	課 税 標 準 の 總 額	法 人 税 法 の 规 定 に よ つて 計 算 し た ① (円)	4,986,200	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	平 成 27 年 4 月 1 日 か ら	道 府 県 民 税	事業年度又は 連結事業年度	平成 28 年 3 月 31 日 ま で	第 十 号 様 式	
		年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 400 万 円 を 超 え る 金 額 ⑧	4,000,000		試 験 研 究 費 の 額 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 ②								
		年 800 万 円 を 超 え る 金 額 ⑨	12,863,000		国 家 戰 略 特 別 区 域 に お い て 機 械 等 を 取 得 し た 場 合 等 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 ③								
		計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	20,863,000		還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額 ④								
		輕 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額 ⑪			退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額 ⑤								
		付 加 価 値 額 ⑫	198,412,000		差 引 計 ⑥	4,986,000							
		資 本 金 等 の 額 ⑬	150,000,000										
		收 入 金 額 ⑭											
適用する分 割基準の種 類の番号に ○印をつけて ください。		適用する事業税の分割基準		1. 従業者数	3. 事務所又は事業所数								
		適用する分 割基準の種 類に応じた 単位を記載 してください。		2. 固定資産の価額	4. 軌道の延長キロメートル数								
同一都道府 県内に所在 する事務所 等ごとにそ の名称と所 在地の市町 村名を記載 してください。		事 業 税		道府県民税									
		事務所又は事業所		分 割 課 税 標 準 額									
		分 割 基 準		年 400 万 円 以 下 の 所 得 金 額	年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 所 得 金 額 又 は 特 別 法 人 の 年 400 万 円 を 超 え る 所 得 金 額	800 万 円 を 超 え る 所 得 金 額 又 は 特 別 法 人 の 年 400 万 円 を 超 え る 所 得 金 額	計 ⑯+⑯+⑯	付 加 価 値 額	資 本 金	收 入 金 額	分 割 基 準		
		名 称 及 び 所 在 地		(単 位 = 人)	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	(⑯) 千 円	
		本 社		(10)									
		松 江 市 殿 町		(12)									
		松 江 南 支 店		(6)									
		松 江 市 東 津 田 町		(12)									
		<島根県計>		(16)	1,391	1,391	4,473	7,255	69,012	52,173	16	3,468	
		米 子 支 店		(24)	1,230	1,230	3,957	6,417	61,049	46,153			
		米 子 市 麻 町		(5)							5		
		境 港 支 店		(12)									
		境 港 市 上 道 町		(2)							2		
		<鳥取県計>		(7)	608	608	1,957	3,173	30,193	22,826	7	1,517	
		合 計		(23)	3,998	3,998	12,860	20,856	198,410	149,998	23	4,985	

記載例

○○株式会社

事業年度…平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
事業…サービス業
資本金の額…1億5千万円
適用する事業税の分割基準…従業者数・事務所数

*1 境港支店は平成28年1月20日に事務所を設置した。

*2 2都道府県に事務所等を有するので「軽減税率適用法人」である。

事務所又は事業所		従業者数	事務所数
期末人数	分割基準		
本社	島根県松江市殿町○番地	10	10
松江南支店	島根県松江市東津田町○番地	6	6
米子支店	鳥取県米子市西町○番地	5	5
境港支店	鳥取県境港市上道町○番地	8	2
			分割基準合計 23人
			39所

●事務所等の数の算定方法

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
島 根 県	本社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	松江南支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	各月月末の数値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
鳥 取 県	米子支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	境港支店										1	1	3
	各月月末の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	15
													分割基準（事務所）合計 39

事業税の「分割課税標準額」

「課税標準の総額」の各欄（⑩欄を除きます。）の金額を事業税の分割基準の「合計」欄の数値で除して1単位

Q & A

Q1 製造業と非製造業をあわせて行う場合の取扱いはどのようにになりますか？

A1 製造業と非製造業をあわせて行う場合については、このうち主たる事業について定められた分割基準を適用します。主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額のもっとも大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。

Q2 同一市町村内の別の場所に支店と営業所があります。 この場合、市町村の範囲をもって一の事業所として扱うのでしょうか？

A2 それぞれ一の事業所として扱います。したがって、この場合は2つの事務所になります。

Q3 分割基準の誤りにより、既に申告・納付した分割課税標準額及び税額が変更となった場合には、関係都道府県に對し、どのような手続がとれますか？

A3 • 申告・納付した分割課税標準額及び税額が過大となった場合には、「更正の請求書」により更正の請求をすることがあります。この場合、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し、「分割基準の修正に関する届出書」により届出を行なう必要があります。その届出があったことを証する文書を「更正の請求書」に添付して、過大となった都道府県へ更正の請求の手続きを行ないます。
 • 申告・納付した分割課税標準額及び税額に不足がある場合には、過少となった都道府県へ速やかに修正申告書を提出するとともに、その不足税額及び延滞金を納付する必要があります。

参考 従業者数と事務所数の算定事例

(例)事業年度 × 1年4月1日～×2年3月31日

A県…a事務所は通年設置、b事務所は×2年1月20日に設置し、C事務所は×1年6月25日に事務所廃止。

B県…d事務所は通年設置で、従業員の数が事業年度中に著しく変動した場合(各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合)

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県		所在期間		←								→			
a 事務所		従業者数	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
b 事務所		事務所数	各月末日の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
c 事務所		所在期間		←	→										
d 事務所		従業者数	各月末日の人数	2	2										1
合計		事務所数	各月末日の数値	1	1										2
B県		所在期間		←								→			
d 事務所		従業者数	各月末日の人数	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	3	4
合計		事務所数	各月末日の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
(従業者数の計算)		b 事務所		4 × 3 / 12 = 1 → 1											
		c 事務所		2 × 3 / 12 = 0.5 → 1											
		d 事務所		(2+2+2+2+5+5+5+5+3+3) ÷ 12 = 3.416 → 4											

■メモ用としてお使いください。

		月													計
県		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数												
□事務所		事務所数	各月末日の数値												
□事務所		所在期間													
□事務所		従業者数	各月末日の人数		</td										